

海洋構造物チェーンの検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

海洋構造物チェーンの検査に関する事項

改正理由

IACS は、1995 年に制定された海洋構造物の係留設備に使用されるチェーンの検査に関する指針である IACS 勧告 No.38 について、現在のプラクティスを考慮し定期的検査時の基準を見直し、IACS 勧告 No.38 (Rev.1)として、2010 年 10 月に採択した。

今般、IACS 勧告 No.38 (Rev.1)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 非破壊検査及び寸法計測が要求されるリンクの割合を改めた。
- (2) リンクの衰耗量に関する規定を改めた。
- (3) 交換時における使用可能な連結シャックルの数に関する規定を改めた。
- (4) 溶接補修が認められないチェーンの種類として R4S 種及び R5 種を加えた。
- (5) リンクの補修に関する規定を改めた。
- (6) アンカーのリングピン及びヘッドピンに対する検査規定を加えた。